

平成27年度 第1回 長野県社会福祉審議会

日 時 平成27年12月22日（火）

10：00～12：00

場 所 長野県庁3階特別会議室

1 開 会

2 あいさつ

3 会議事項

(1) 説明事項

ア 長野県福祉のまちづくり条例の一部を改正する条例について

○中島委員長 それでは、議事を進めてまいります。本日は新規の諮問案件はなく、全て説明事項です。

まず、議題アの長野県福祉のまちづくり条例に入ります。本件については11月県議会において条例案が可決され、12月17日から施行となっております。本日はその内容を報告していただき、委員の皆様からご意見を頂戴し、条例の運用に反映させていきたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。資料はお手元の資料1です。それでは担当幹事の方、お願いたします。

資料1の説明

○中島委員長 ありがとうございます。今のパーキング・パーミットで、もう少し具体的にイメージをしたいのですが、車椅子、それから障がいを持っている方が申請をして、しかし、その人は車の運転をできない場合が多いですよね。その場合は乗せていって、ご本人つまり当事者が持っているカードがあれば、その区画には入れるということでしょうか。

○小口地域福祉課長 利用証は人に対して発行しますので、その人が移動するのに必要であればそれを使っていただいて、運転は別の方がしていただくのはもちろん構わないです。

○中島委員長 そうなんですね。多分、その方が多いはずですよ。自分では運転できずに同乗して、だけど利用証を持っていれば、その区画は利用できると。

○小口地域福祉課長 そうですね。利用証そのものはご本人に対して交付しますが、それを移動される車のルームミラーにかけていただいて使っていただくということなので、委員長がおっしゃるような使い方いいです。

- 中島委員長 それでは、ただいまの担当幹事の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。いかがでしょうか。質疑は15分間ほど見込んでおります。
- 腰原委員 聞き漏らしたかもしれませんが、2ページの一番最下段に「新築をする場合に適用」と書いてありますが、既存の建物は一切対象にはならないということですか。
- 小口地域福祉課長 既存の建物でも任意に改造等をしていただく分には、もちろんそれは進めていただければと思いますが、義務付けが生じるのは新築する場合、それから増築する場合ということになります。
- 腰原委員 わかりました。
- 中島委員長 よろしいですか。では、唐木委員。
- 唐木委員 市町村の立場から。利用者が申請を県にするということでありますが、より利便性を高めることも必要かと思えます。市町村の代行事務は考えていないのか、どうですか。
- 小口地域福祉課長 制度が始まる当初というのは様々な問い合わせ、グリーゾーンの方からの問い合わせなどいろいろあるかと思えますので、県庁で一括してやりたいと思っております。制度が定着してまいりましたら、市町村ともご相談して、住民の方の利便性という観点からも市町村でも受け付けできるような体制も検討していきたいと思っておりますので、協力していただければということは考えております。
- 唐木委員 わかりました。こういう制度は利便性をよくするということが一番だと思えますので、その辺もぜひ検討をお願いしたいと思えます。
- 小林健康福祉部長 その点につきましては、私からも改めてお願いをしたいと考えております。今申し上げたように、まだ県としてもこれから実施するものでありますので、最初から市町村の皆様をお願いするというのは、確かなかなか難しいかなと考えておりますが、唐木委員からご指摘をいただいたとおり、利用される皆さんのことを考えれば、一番身近な市町村で利用証が発行できるのが一番いいかなと考えておりますので、ぜひご相談させていただきたいと思えます。以上です。
- 中島委員長 では、そのような方向でお願いしたいと思います。どうぞ。
- 鎌原委員 同じく、信州パーキング・パーミットの関係ですが、大変、いい仕組みかなと思えます。こういった取り組みの中で一番大事なのが、利用される方、あるいは一般県民にどのように周知していくかという部分になってくるのかなと思えます。現在お考えになっている周知の取り組みがあるかどうか、伺いたいと思えます。
- 小口地域福祉課長 制度の周知につきましては、ポスターですとかリーフレット、それから申請書が付いたチラシを作るということを計画しております。そういったチラシを協力していただける病院とか、商業施設ですとか、市町村の役場とか、いろいろなところに配布してPRしていきます。また、県のホームページ、広報誌などでも周知を図っていきたくて考えています。
- 中島委員長 よろしいですか。

- 鎌原委員 わかりました。
- 中島委員長 そのほかの方、どうぞ。
- 海野委員 同じく信州パーキング・パーミットの件ですが、対象者の中に妊産婦、妊婦の方が含まれているかと思いますが、多分、現状の申請方法ですと、申請をして、届いたころにはどれぐらいになっているのかなと思うんです。
- 今、市町村の質問がございましたが、母子手帳交付の際にできればその場で交付していただくというのが、一番妊産婦の方にとっても安心して子ども、子育て、生み育てるということにつながっていくと思いますので、妊産婦につきましては市町村窓口、そこでパンフレットでもいいと思いますが、できればそこで交付というのが一番いいのかなと思っています。
- それともう1点、その場合、有効期限が必要になるのかならないのかも含めてお伺いします。
- 中島委員長 これについてはいかがでしょうか。
- 小口地域福祉課長 妊産婦の方の交付につきましては、そのようなご意見も今までにもいただきましたが、ほかに導入しております32府県の状況などを見ましても、やはり申請を一旦していただくという形にしておりますので、市町村に申請書を配置しておいて、母子手帳を交付するときに申請書をお渡しするような形で、その時に、必要であれば、その場で申請していただけるようにしていきたいと考えています。
- それから、有効期限につきましては、身体障がい者の方は発行の日から5年以内、それから妊産婦の方については母子手帳の取得から出産後2年間といった、それぞれに有効期間を定めております。
- 中島委員長 今の場合、妊産婦の申請について、まだ市町村にお願いしていないからすぐというわけではないということですよ。少し時間がかかる、あるいはパンフレットを置くだけだから、すぐにそれはできることなんですか。
- 小口地域福祉課長 これから申請書付きのチラシを印刷しまして、市町村役場に配備しますので、母子手帳を受けとったときに申請書もお渡しして、必要なら申請してくださいということで申請書を書いてもらって県庁に送っていただければ、県庁から利用証を交付するという段取りですが、まだ、印刷はできておりません。
- 中島委員長 予算の関係でそれは4月以降になりそうですか。
- 小口地域福祉課長 11月補正予算でお認めいただきましたので、これから間に合うように印刷をします。
- 中島委員長 では、それよろしく願います。それからもう一つ、身体障がい者は期限は5年間でしたか。
- 小口地域福祉課長 はい。
- 中島委員長 そうすると、申請すれば再発行できるということですか。
- 小口地域福祉課長 そうです。更新をしていただけるように。

- 中島委員長 更新ができるんですね、わかりました。そのほかいかがでしょうか、では綿貫委員。
- 綿貫委員 2ページの②のバリアフリー法の件ですが、ホテル等のところに、緊急時に回転灯や音声で情報を伝える設備を備えた客室を設置と決めていただいておりますが、客室数のおよそ何%ぐらいとか決まっているのかどうなのかということと、これから新規で建設されるホテルとなると、長野市内などはかなり既存のホテルが多くて、新しく建設というのは厳しい状況にある気がします、既存のホテルにやはりこのような設備を整える方法というの、できるだけ早目に進めていただけるとありがたいと思います。その場合のホテル側に対しての補助とか、そういったこと等の考えは今後あるのかお聞きしたいと思います。
- 小口地域福祉課長 設備の設置部屋数ですが、客室数が50室以上の場合に1室以上ということ。既存のホテルにということですが、この条例改正に当たりましては、ホテル・旅館組合にも伺って、このような改正を考えているということでご説明いたしました。それで、義務付けは新しく建てるものということですが、既存のものでも可能な部分については協力をしていただきたいと思っておりますし、また補助制度につきましては、この条例ができた平成7年から5年間補助した実績が建設部で持っている補助金がありました。最近補助をできていない状況ですが、融資制度などがありますので、そういったご案内をしてみたいと思います。
- 綿貫委員 こうした設備を整えたホテルをどのように広報、周知されているのでしょうか。
- 小口地域福祉課長 現在、地域福祉課の情報発信というのは十分ではないですが、今後、こういったバリアフリーの改善をしていただいた施設につきましては、積極的にホームページで公表していきたいと考えています。さらに目標基準という上回る基準がありますが、目標基準を満たしている施設については、新しくゴールド適合証といったものも発行したいと思っております、そういった情報提供をこれから充実してみたいと考えています。
- 綿貫委員 ありがとうございます。
- 中島委員長 よろしいですか。それでは高橋委員。
- 高橋委員 今の質問に関しまして、ホテル等の緊急時の回転灯とか、例えば客室数が50部屋ある中、その部屋の1つがということですね。
- 小口地域福祉課長 1つ以上ということ。す。
- 高橋委員 そうしますと、同じ部屋の中でも、この部屋はこうなっています、緊急時にこんなことをお知らせしますと、ステッカーか何かをその部屋に関してはつけていただければ、泊まった方は安心できると思うので、そんなことも考えていただいたらどうかと思います。
- それともう一つ、先ほどありました1,000㎡以上の床面積の件ですが、例えば200㎡ぐ

らいのところを、床が同じ平らで800㎡ぐらいのものをまたつけ足したとします。そうすると全部で1,000㎡になりますが、新しい部分が1,000㎡に満たないということで、それはやらなくてもいいのでしょうか、それともそれまでネットがかかるのでしょうか。

○小口地域福祉課長 ステッカーのことについては、ご意見ということでまた検討させていただきたいと思います。

それから、足して1,000㎡になるというのは義務付けにはならないので、200㎡足して1,000㎡になったというのは、今回の適用の対象、つまり義務付けの対象ではないです。

○高橋委員 そうですね、ありがとうございました。

○中島委員長 よろしいですか、そのほかいかがでしょうか。

○三浦委員 信州パーキング・パーミットの件でお聞きしたいと思います。まず、制度自体につきましては、駐車場が適正に利用されているかどうか明確になりますので、非常に必要な制度であると感じました。

それで、お聞きしたい点と意見になるのかもしれませんが、まず乳幼児につきましては、駐車場等での交通事故が多く発生しています。それで、先ほど妊産婦が申請期間2年間ということで、出産後2年間ということでしたので、事実上、乳幼児は入ってくるのかなと思いました。そうしますと、施行が28年4月下旬以降ですが、そこでまだ産後2年間経っていない方が利用可能なかどうかについてお聞きしたいと思います。

それから、この申請につきまして、松本市の場合ですと、松本市で妊婦が利用できる駐車の利用券というものを母子手帳の交付時に一緒に交付をされていまして、そういった申請の方法が可能になっているということがありますのと、それから松本市の場合は、期間がやはり出産までと区切られておりますので、今回は出産後2年間と長めに期間がとられていますので、妊婦の方、かなり申請を希望される方というのも、そういった意味では出てくるのではないかと感じました。以上です。

○中島委員長 それについてお願いします。

○小口地域福祉課長 利用証の申請は2月の下旬を予定しておりまして、そのときに母子健康手帳をお持ちの方でしたら申請していただきたいと思います。そういう趣旨でよろしいですか。

○三浦委員 もう出産してしまった方の利用は可能でしょうか。

○中島委員長 細かい具体的な話になっていきますが、重要なところだと思いますのでお願いします。

○小口地域福祉課長 それは、駐車場が近くにないと利用しにくいという方だと思いますので、それは申請していただいて。

○小林健康福祉部福祉部長 利用できる期間内ならば申請できるようになるはずじゃないかというお話しだろうと思うんです、出産後でも。そういう取り扱いにしたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○中島委員長 もう既に出産してしまっているけれども、この制度が始まったときは、2

年以内であれば申請してOKということですよ。

○小林健康福祉部長 そういう取り扱いをしたいと思います。

いろいろなケースが全て現時点で整理されているわけではないので、こちらの事務局側で整理するのに手間取って恐縮ですが、基本的には、期間内であれば対応できるようにしたいと思いますので、よろしくお願いします。

○中島委員長 後半の点は今の回答でよろしいですか。

○三浦委員 はい。

○小林健康福祉部長 もう1点、先ほどから御意見をいただいている母子手帳交付時の点について、県とすれば申請していただいているということですが、先ほど唐木委員からお話をいただいたように、市町村で交付されることが一番スムーズではないかという点は、今日いただいたご意見でも改めて感じましたので、また市町村の皆さんとご相談をさせていただいて、なるべく早くそういう対応ができれば非常にありがたいと思っていますので、唐木委員をはじめ、皆さんともご相談をさせていただきたいと思っています。よろしくお願いします。

○中島委員長 よろしいでしょうか。予定した時間がたちましたので、次の議題に移らせていただきたいと思います。最後に質疑の時間も用意しておりますので、何かありましたらそちらでもお願いしたいと思います。

イ 手話言語条例（仮称）の制定について

○中島委員長 それでは次に、議題イの手話言語条例（仮称）の制定に入ります。本件については、現在、条例制定に向けた準備をしているところですが、本日は進捗状況を担当幹事からご報告をしていただきたいと思いますと考えております。資料はお手元の資料2です。それでは担当幹事、お願いいたします。

資料2の説明

○中島委員長 ありがとうございます。確認をしておきたいのですが、手話通訳者というのは資格になるのでしょうか。それとも介護職員初任者研修のように、何時間かの研修を修了して修了証のようなものが出て手話通訳者として認められるのか、どのような仕組みになっているのでしょうか。

○岸田障がい者支援課長 この条文の中で、手話通訳者の定義規定は置いていませんが、手話通訳士と手話通訳者を総称して手話通訳者としています。

それで、手話通訳士は国で認めている資格でございますが、手話通訳者については、県での養成研修等を経て、それから今民間で行っております手話通訳者の試験を受けていただいて、その合格した方を県の手話通訳者として登録しておりますので、その方

たちも手話通訳者とのこの条例では位置付けたいと思っています。

- 中島委員長 後半のところは少し理解しづらかったのですが、県の手話通訳の研修を修了した後に民間の試験を受ける。受けて合格した人になるのですか。
- 岸田障がい者支援課長 はい。
- 中島委員長 わかりました。それでは、ただいまの担当幹事の説明に、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。
- 綿貫委員 これはもう必要不可欠なものであって、どんどん進めるべきものであると思いますので、私も障がい者支援課さんがお話になられたような、そういった専門部会等をこれから作って進めていく中では、一生懸命、議論をさせていただきたいと思います。
- 中島委員長 よろしいですか、そのほかいかがでしょうか。
- 矢野委員 お願いします。とても大事なことだと思います。特に全県民が手話ができるようになるのがすごく理想だと思いますが、資料2の13番の学校における理解の増進というところで、本当に子どもたちが日常、手話が普通に使えるような社会になったらいいなと思いますので、ぜひこのところを、もしできれば時間なり、学校の教育の中で時間をとるなりして、ぜひ子どもたちへの普及というか、手話を覚えて実際に使えるということを進めていただきたいと思います。
- 中島委員長 これについてはどうですか。
- 岸田障がい者支援課長 13の学校における理解の増進につきまして、学校の関係については13と、それから9のろう者が通う学校の設置者の役割のところを書いてございますので、こちらについてはワーキングに教育委員会の特別支援教育課が入って、それからこの骨子案についても特別支援教育課といろいろ確認、協議しながら進めていますので、今、矢野委員がおっしゃったような方向でぜひ取り組みできるようにと考えます。何か特別支援教育課からありますか。
- 中坪特別支援教育課長 教育委員会の特別支援教育課でございます。今、ご発言がありましたように、学校教育の中での取り組みということで、いわゆる教科というところには位置付けがございませんので、総合的な学習の時間という中を活用するような形にはなろうかと思います。私どもとしますと、この施策に書きましたように、そういった時間の中で活用できるような資料、これはまた団体の皆さんなどとも相談をしながら、年齢に応じて、小学校の段階、中学校の段階、それぞれどういったものを学んでいくかというようなことをご相談させていただきながら、使える資料を提供していくというようなことを行っていきたいと思っております。基本的には小中学校は市町村立となりますので、それぞれの市町村等のお取り組みの考え方もあろうかと思いますので、そこは学校現場と一緒に考えていただきながら、できる形で学校教育の中にとり入れていきたいと思っております。以上でございます。
- 中島委員長 矢野委員、よろしいですか。

- 矢野委員 よろしくお願ひいたします。
- 中島委員長 そのほかいかがでしょうか。
- 鎌原委員 実は12月15日に長野県聴覚障がい者情報センターの第三者評価をさせていただきました。自主事業も積極的に取り組んで適正に運営をされていたわけですが、第三者評価をする中で、私が感じ取ったのは、今日お話のありました手話言語条例の制定が強く望まれているんだなということを感じております。ぜひとも進めていただきたい条例かなと思っております。以上、意見というか感想です。
- 中島委員長 そのほか、いかがでしょうか。
- 三浦委員 この条例ですが、今までこういう条例がなかったということを初めて知って驚きました。内容としまして、災害時の手話通訳者の育成というようなことも盛り込まれておまして、非常にろう者の方に対する配慮というものが感じられました。
- それで、学校教育における手話の理解も同じだと思いますが、やはり手話も使う機会がないと、せっかく学んでも生かしていけない、実際に使えないという話になってきてしまいますので、その使う機会を考えていかなければいけないのではないかと思います。
- 災害時につきましては、各地で避難訓練が防災の日などに大がかりで行われていると思いますが、そういった際に、手話を使える方が練習をしてみるといったことが考えられるのかなと聞いていて思いました。以上です。
- 中島委員長 これについては、ご意見ということでもいいですか。県からもし回答があればお願いします。
- 岸田障がい者支援課長 三浦委員から、条例の災害時の手話通訳者の養成とか、また学校教育とか、そういうところで評価していただきありがとうございます。特に、例えば訓練等のところで、実際に手話通訳の方等をテスト的に使ってみるというアイデアもいただきましたので、条例制定後の施策検討の中等で今のご意見を生かしていけるように取り組んでいければと思っております。
- 中島委員長 よろしいでしょうか。あと5のところ区市町村等との連携及び協力というのが出ているので、よろしければ唐木委員から何かあればお願いします。
- 唐木委員 この条例自体は本当に大切な条例であり、必要だと思っております。県はそんなことはないのでしょうかけれども、市町村の場合は条例を作ることに精力を使って、作ってしまえばそれであまり前へ進まないという、そういう部分が多いわけでありまして。この条例につきましては実践をしていかないと大変難しいのかなと思っております。常に学ぶ機会を作っていないと、条例が生きてこないのではないかなと思っております。
- 特に災害時の協力ということでもありますので、今、訓練等というような話が出ましたが、どう人材を育成していくのか、これが一番ポイントになるのかなと。本当にそういった人材が少ないものですから、その辺はこれから検討をしていく中で、実際に取り組んでいく中で具現化を図っていただければありがたいと思っております。
- 中島委員長 ありがとうございます。それについて県としてはどうでしょう。

○岸田障がい者支援課長 唐木委員からご意見いただきましたが、この条例につきまして、いろいろ検討段階から、県で条例を作っても実際に手話とかそういうものの普及とか、あるいは手話を使う現場というのは当然市町村の皆様と連携して取り組んでいかないと、県一人のみでできるものではありませんので、今年度のスタートから、市町村の皆様の担当者会議ではまず頭出しで説明をさせていただきます、それから最初に町村会の席で、それから続きまして市長会の席で、うちの小林部長が行きまして、この条例の取り組みを進めているということと、ぜひ理解を進めていただいて、市町村の皆様にもご協力をいただきたいということを説明させていただきました。

それで、作ってしまっただけということがないように、これも条例ができたあかつきにはある程度の、今考えているのは、とりあえず5年ぐらいのスパンを持って計画的にいろいろな政策を展開して行って、特に手話通訳者等の人材の育成についても、市町村の皆様のご協力を得ながら、計画的に進めていくように取り組んでいきたいと考えております。以上でございます。

○小林健康福祉部長 今回の関係でもう1つつけ加えますと、昨日も障がい関係団体の皆さんとも懇談をいたしました。災害時における対応は非常に大切です。唐木委員からもお話をいただいて、先ほど少し申しましたが、情報の関係をどのように提供していくかという、やはり音声によるものが必要な場合、それから視覚によるものが必要な場合も、いわゆる要約筆記のような文字情報の場合と手話の場合と、それぞれ別なんです。そこは障がいの状況によって考えていかなければいけないし、昨日も避難の誘導ですとか避難所の話も出ましたが、そうしたのも支え合いマップのような情報をどのように集約していくかがあると思います。それぞれその地域にどういった皆さんがいらして、高齢になられた方もそうですし、先ほどのパーキング・パーミットでお出ししたような、けがをされた、あるいは妊産婦の皆さんといった一時的な方もいらっしゃいますが、こういう情報をどう市町村の皆様の協力をいただいて、情報を得て、そして的確な情報をいかに出せるかというのは非常に大きな課題で、国でもマップですとかそういう情報の集約は考えておりますが、それぞれの地域で対応していく部分であると思っています。

昨年長野県で起きた神城断層地震の中では、白馬村さんでは地域のつながりがある中で、助け合ってお亡くなりになる方が出なかったという非常にすばらしい取り組みもございました。そうしたことも含めて、私どもとしては取り組んでいきたいと思っておりますが、ぜひ皆さんからもそうした実情をお聞かせいただく中で、より充実した方向に持っていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。以上です。

○唐木委員 いいですか、今、災害時の話が出ました。災害時、市町村が主体にならなければならないと思っております。一番の悩みが要援護者の避難をどうするのか、これに力を注いでいるところであります。それぞれ自主防災という組織もかなりできてきております。うちの村では全て整っておりますが、個人情報保護の関係でなかなか難しい部分がありまして、災害が起こった時には法改正等もありまして情報を出していただける

となりましたが、災害が起こる前から情報をいただかないと、なかなかこれは進んでいかないというのが実態であります。これは法律との関連もありますのでやむを得ないと思っておりますが、その辺をどうやっていくのか、今うちの村の場合は手上げ方式で申請してもらっていますが、なかなか進んでいかないというのが実態であります。そんな悩みもあるということだけ、県でもご承知いただければと思います。

- 小林健康福祉部長 今の意見は本当に唐木委員のご指摘のとおりで、確かに個人情報保護の関係もありますが、日ごろからそうした状況をいかにそれぞれの地域で、まずは市町村で掌握していただくのが非常に大事だと思っております。私ども県としても一緒に取り組めるところはやっていきたいと思っております。

この関係は全体としては、健康福祉部では地域福祉課が対応をしておりますが、いずれにしても、一緒になって取り組みをさせていただくということが大事だと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

- 中島委員長 それでは、今日出ましたご意見を踏まえて、条例を検討していただきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

ウ 長野県ひとり親家庭実態調査等の結果の概要（速報）について

エ 子ども支援センターの相談状況について

- 中島委員長 続いて議題ウ、長野県ひとり親家庭実態調査等の結果（速報）について、及び議題エ、子ども支援センターの相談状況について、一括して説明をしていただきたいと思ひます。では担当幹事からよろしくお願ひいたします。

資料3・資料4の説明

- 中島委員長 ただいま担当幹事から説明をいただきました。この件について、何かご質問があれば、各委員からお受けしたいと思ひます。いかがでしょうか。
- 杉本委員 ひとり親家庭実態調査ですが、1世帯の児童数について、ひとり親でお子さんがひとりなのか、複数2人以上なのかということがまずこの調査でわかるかどうかということと、それによる回答の傾向の違いや特徴があれば教えていただければと思ひます。
- 佐藤こども・家庭課長 すみません、そういった細かいところ今まさにクロス集計をしていますが、実際に何人の子どもを持っているかといったデータもここの中からわかるようになっています。すぐに今出てこないで申しわけございませぬが、就学前の子どもであるとか、小学生、中学生、高校生というような形で質問をしております、その中で何人子どもを持っているかということも数字としてわかるようになっています。
- 中島委員長 そういう属性というか、基本的なところは押さえていくということですよ

ね。そのほか、いかがでしょうか。

- 矢野委員 子ども支援センターの相談状況について、電話の相談に対してですが、私もチャイルドラインに関わっております、チャイルドラインは基本的には、氏名、それから自分の所属している学校とか全くそういうことは言わないでいいよという電話ですが、この支援センターの電話に関しては、そういう氏名とか学校、地域、そういうものに関しては、まず聞かれるのか、それとも、そういうことは必要に応じて聞くとなっているのか、教えていただきたいと思います。
- 佐藤こども・家庭課長 基本的には子どもの意思を尊重しますので、言いたくない場合には言わなくてもいいということになっています。ただし、先ほど申し上げましたとおり、いじめですとか虐待ですとか、ぜひ子どもに支援の手を届けたいというような場合には、無理やり聞くわけにもいきませんが、なるべく教えてくれないかなというような形で聞いているところでございます。
- 矢野委員 そういう場合に、実際に支援をするというような事例は、結構、今までにもあるのでしょうか。
- 佐藤こども・家庭課長 実際に、例えば子どもがいじめのことで相談をしてきて、学校名についても子どもの話からわかったり、あるいは子ども自身が言ったりしたような場合には学校生活支援センター、県の教育委員会につなげまして、県の教育委員会が必要があれば、市町村の教育委員会、学校というような形でお話をつなげる場合もあります。あるいは虐待といいますか、子ども同士の話の中で、何とかちゃんのお家でこんなことがあったみたいといった話だとか、もしくは自分とお母さんの関係が悪くてこんなことがあったというようなお話があったような場合には、児童相談所に話をするようなケースも出てきているところです。
- 矢野委員 解決に結びついているのでしょうか。
- 佐藤こども・家庭課長 そうですね。最終的な解決をどこに見るかという部分もあるかと思いますが、それが例えば見守りという形での解決になるかもしれませんし、そういった点では、その傾聴だけのパターンよりも一歩進んだ対応ができていくかなと思っています。
- 中島委員長 よろしいですか。
- 矢野委員 私たちもチャイルドラインで子どもたちの声を聞いて、長野県の子どもたちの声を聞くという件数、全国も聞いているものですから少ないですけども。そういう問題があったときには、ぜひ子ども支援センターと連携をとって、子どもの救済なり解決に向けていきたいと思いますので、そういう面でもチャイルドラインとの連携をよろしくお願ひしたいと思います。
- 中島委員長 その点についてはどうですか。
- 佐藤こども・家庭課長 ありがとうございます。先ほど子ども支援センターの3つの業務ということでお話ししましたが、1つが相談窓口、2つ目が子ども支援委員会というそ

の救済の委員会の事務局ということ、それから3つ目として様々な相談、子どもの相談機関、特にチャイルドラインさんなどは子どもたちの絶対的な信頼がありますので、そういったところと十分連携をとって、そのハブ的な機能が果たせるようなセンターに成長していきたいというのが非常に大きな目的ですので、ぜひ今後も一緒にやっていただければと思っています。

○矢野委員 よろしくお願ひいたします。

○中島委員長 あと、いかがでしょうか。

○萱津委員 2点あります。1点目は、ひとり親家庭の調査でわかるように、経済的な部分というのはとても大きいですが、今年、県外5カ所、まいさぼ、生活困窮者の窓口が立ち上がったたり、それから市には社協とかでまいさぼをやっていて、そこを通して生活保護につながるまでの期間、本当に食べる物にまで困っているということで、今年フードバンクが、長野市の社会福祉法人が社会貢献の一つとして立ち上がってきています。やはり、今、食べる物がないというひとり親家庭とか、今、お金がなくてというところに対して、一時的でも、ある程度緊急の避難ができるというのをもう少し「県とか市町村にこういうところがあるよ」とか「必ずこのまいさぼを通すとこういう支援が一時的でも受けられるよ」というところをもう少し全県的な運動にしていけたらと思います。1日に9件とか12件発送をしているというのが毎日のように続いて、かなり右肩上がりに相談件数や一時的な発送があるというところがあります。その辺、県として、それから市に対して、それから実際に窓口になっているまいさぼに対してどのように経済的な部分で緊急避難を徹底していくかということなどをどのようにお考えかというのが1点です。

もう1点は、子ども支援センターが、今、児童虐待・DVの24時間ホットライン、長野県はやっていますね。そこはどちらかという、5時半以降で22時くらいまでが、多分、統計を見ると一番電話が来る時間になっていたりして、そのあたりの連携が支援センターとの関係とともにどのようにこれから考えていかれて、子ども支援委員会につなげていくかというところの方向性だけでも教えていただければと思います。

○佐藤こども・家庭課長 後半の点からお話させていただいて、24時間ホットライン、本当に対応していただいているところですが、子どもの相談支援センターの相談が一番多い時間帯は、やはり夕方、学校から帰ってきたところと、あと高校生などは、多分お昼休みみたいな時間帯が多くて、小中学生は、電話の途中で、「あっ、お母さん帰ってきたから切る」というような形で、夕方が一番多くなっています。なので、夜のそのホットラインの一番のメインの時間帯というのは、子どもからよりは、場合によれば、そのお母さんの子育てみたいな話の相談が行くようなケースがあるのかなと、子どもからもあるかもしれないかとも思っております。そういったものにつきましても、同じこども・家庭課内で今のところ対応しておりますので、引き継ぎ等ができるような形にしているところでございます。

あと、前半の点は、ひとり親家庭だけではなくて、やはり福祉全体のことかと思いま

すので、地域福祉課から。

○小口地域福祉課長 生活に困窮されている方の支援については、今年4月にまいさぼが県と市23カ所スタートいたしまして、住宅を失ってしまった人に対する住宅の手当の給付ですとか、一時生活支援ということで、衣食住が本当に困っているという方には緊急的な支援、それから、今お話がありましたフードバンクにつきましては、県社協さんにもご支援をいただきまして、県でも間を取り持って、セカンドハーベスト・ジャパンから全まいさぼに食料がうまく届くようにということで仕組みをつくりまして、具体的な食料の支援というも行っております。また新しく県内を対象に「フードバンク信州」が立ち上がりましたので、こちらとの連携もこれから進めていきたいという段階でございます。

○中島委員長 よろしいですか。何かあればどうぞ。

○萱津委員 せっかくいろいろな機関が立ち上がっているの、できればネットワークをつなげて、必ずどこかで救える、網の目のようにどこかにつながることが一番大事ではないかなと思います。

それから子ども支援センターの子どもの専用ダイヤルが無料というのを絶対続けていただけたらと思います。やっぱり「無料のところはないですか」と、特に子どもはそう言ってかけてくることがありますので、お金がかかってしまうとなかなか相談ができないということを考えると、子ども専用ダイヤルはずっと無料でいただけたらと思います。以上です。

○中島委員長 その点についてはいいですか。

○佐藤こども・家庭課長 続けていきたいと思っております。

○中島委員長 時間の関係がありますが、先ほど手が挙がった鎌原委員どうぞ。

○鎌原委員 それでは子どもの声アンケートで児童養護施設、15施設がご協力させていただいたので、今、施設のお子さんの大学・専門学校、進学の状態についてお話をしたいと思います。

長野県内、15カ所の児童養護施設で毎年30数名の子どもたちが高校を卒業しております。そのうち、7～8名のお子さんが進学というような状況で、パーセントでいうと20%ぐらいになるのかなと思いますが、全国平均で考えるとかなり低い状況であると。経済的な理由が主で、先ほどお話のあったとおり、障がいのあるお子さんも増えていきますのでそういった意味合いもあるんですが、おかげで今年度から長野県で「長野県飛び立て若者奨学金」という給付型の奨学金制度ができて大変心強い状況です。来年度からは、民間団体ですが、日本財団でも給付型の奨学金がスタートするというのを考えると、今まで頼っていた、返さなければいけない日本学生機構の奨学金だけではないということで、これから児童養護施設、施設で暮らす子どもたちの進学も伸びていくように、我々も努力していきたいと考えております。以上です。

○中島委員長 ありがとうございます。今の状況はこうだという説明でよろしいですね。

それでは、次の議題に行きたいと思います。

オ 平成27年度地域医療介護総合確保基金（介護分）長野県計画概要について

カ 介護報酬改定の影響調査等について

- 中島委員長 続きます。議題オ、平成27年度地域医療介護総合確保基金（介護分）長野県計画概要について、及び議題カ、介護報酬改定の影響調査等についてを一括して説明をしていただきたいと思います。では、担当幹事からお願いいたします。

資料5・資料6の説明

- 中島委員長 ありがとうございます。この件について、ご質問をお願いいたします。何かありますでしょうか。

- 杉本委員 質問というか意見といいますか感想になりますが、報酬改定、非常に厳しい内容だったかと思います。1点、処遇改善加算についてですが、申請しない事業所さんの理由の中にある、事務処理が煩雑であるとか、対象外の職員さんとの不公平感があるということですが、これ、申請をされている事業所さんにとっても共通する問題意識だと思います。これは国に意見を上げていくということなのかもしれませんが、できるだけシンプルな形で、介護の現場を支える多職種、いろいろな分野の職員さんがおられますので、ぜひ広く介護現場を支えるというような形での加算をつけていただくような方向でやっていただきたいと思いますということを強く思います。

あと、人材確保の関係でお尋ねしますが、資料5の2ページ目にあるマッチング支援事業の中で、銀座NAGANOを活用した県外人材の獲得というのがあります。これについては事業者の立場でも27年度の説明会でお聞きしていて、実効性というか、具体的な成果としてはどうなのかなと思って聞いていたところですが、今年度の成果はどのようなになっているのでしょうか。

- 井上介護支援課長 それでは、最初の点でございますが、事務処理が煩雑だというご意見がありました。それにつきましては、何カ所も同じような数字を入れる仕組みになっておりましたので、県で簡略に1カ所入れれば他のところにも数字が飛ぶようなソフトを作りました。県のホームページにも載せてありますので、さらに周知を図って活用していただきたいと思いますと考えております。

それから2点目で、やはり対象となる職員が介護職員の方だけと、処遇改善については、いろいろご意見をいただいているところでございますが、県でも国へ要望という形で、ぜひ範囲を広げるようにということをお願いしている状況でございます。なかなかすぐに広がるということではないのですが、引き続き、要望していきたいと思っております。

○小口地域福祉課長 銀座NAGANOでのセミナーの関係ですが、学生向けのセミナーについては、「信州の福祉・介護施設で働こう！セミナー」を5月、6月に行いまして、40名の方に参加いただきました。それから、I・Uターン、移住者、学生向けの「信州の福祉・介護の職場 就職セミナー・相談会」を6、8月に開催し、これから12月26日にも開催することとしております。6月、8月の2回では15名の方の参加がありました。その後の就職までは、今手元には資料がございませんが、県ではこれ以外にも移住者向けの人材確保の事業も行っておりまして、実際長野県に移住していただけるという成果も出ているところです。

○杉本委員 ありがとうございます。

○中島委員長 よろしいですか。これにつきまして、ほかの方はいかがでしょう。

○萱津委員 介護の職員の人材確保も含めてですが、できるだけ職員が希望を持って働き続けられるために、スキルアップできるような研修が、一つは長野県でキャリア形成訪問指導事業というもので、専門職が研修に出てこれられなくても現場へ行って、そこで講演会とか研修会を行うというのを今まで長野県が続けてくださっています。やはり、現場が職員を出せない、職員を出してしまうと現場が回らないということがありますので、ぜひ、できるだけ多くの方が研修を受けられて、スキルアップしたりキャリアアップできるような、「出向く」研修を続けていただけたらと思いますが、何かご計画はありますか。

○小口地域福祉課長 今のお話の研修支援事業については継続してやっていきたいと思えますし、今キャリアアップの仕組みというモデルを作っていますが、そういったものの普及などにも努めていきたいと思っております。モデル給与表なども作っておりますので、そういったものも合わせて、キャリアアップにつなげていただけるような仕組みづくりを整えていきたいと考えています。

○中島委員長 よろしいですか。

○萱津委員 ありがとうございます。ぜひ給与だけではなくて、やりがいを持って継続して働いていくというのが福祉職場の職員の特徴ですので、離職しないための様々な方策の支援をしていただけたらと思います。

○中島委員長 今出ましたキャリア形成訪問ですが、私も講師をやっていますが、出前なので職員の勤務に穴があかなくていいということで、好評です。ニーズも高いです。ですので、そういったような工夫をしてぜひ続けていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

次の議題に行きたいと思ひます。

キ 長野県人口定着・確かな暮らし実現総合戦略について

ク 平成28年度当初予算の要求概要について

- 中島委員長 続きまして、議題キ及び議題クの長野県人口定着・確かな暮らし実現総合戦略、及び平成28年度当初予算の要求概要について、一括して説明をしていただきたいと思ひます。担当幹事の方、よろしくお願ひいたします。

資料7・資料8の説明

- 中島委員長 ありがとうございます。ただいまの説明につきまして、ご質問などございましたらお願ひいたします。いかがでしょうか。
- 清水健康福祉政策課長 まだ要求の段階ということでもありますので、また結果等についてはご報告をいたしたいと思ひます。
- 中島委員長 いかがでしょうか、どなたか。
- 海野委員 時間がないので要望というか、お願ひだけですが、健康福祉部と県民文化部でそれぞれ子育て支援に関する施策が行われていますが、ぜひ連携をうまくとっていただひて、これはそっちの課です、これはこっちの課ですということがないようにしていただければありがたいです。以上です。
- 中島委員長 その点についてはよろしくお願ひします。そのほかいかがでしょうか。
- 小林委員 福祉の人材確保のお話も先ほどのテーマの中でありましたが、予算を見ますと、福祉人材確保対策事業費の中に、専門家派遣による経営支援などが新しく挙げられてきています。萱津委員からも発言ありますが、福祉の人材が定着していくようにキャリア形成といった部分で、先ほど出ました派遣で行う研修事業ですとか、そういったものをぜひ定着させ広めていきながら、この方たちの多くがキャリアアップをしながら、誇りを持って福祉の仕事に携われるような支援をぜひやっていただひたいと思ひました。
- 中島委員長 そのほかいかがでしょうか。時間がないのですが、前の議題に戻って、もしご質問の漏れ等がございましたら出していただければと思ひます。
- 高橋委員 前に戻って申しわけありません。パーキング・パーミットの件で、利用者証を発行してくださるとのことですが、まだその形態は考えていらっしやらないと思ひますが、車椅子の方ばかりじゃなくて両手のない方も運転をしていらっしやいます。それでもし入り口で証明証を見せてくださいとか、何かあつたときに出すわけにいかないんですよね。ですから、それを初心者マークのようなものを車に張るとか、フロントのところには何か置くとか、何かそんな形態を考えていただひたいと思ひます。
- 中島委員長 具体的には、カードのような形にするのですか。
- 小口地域福祉課長 これは、少しここが欠けていて引っかけの形のものです。そういった話もお聞きしていますので、また工夫できるところはしてまいりたいと思ひます。
- 高橋委員 両手のない方も運転していらっしやいますので。
- 中島委員長 よろしいですか。あとお一人ぐらいありましたら、どうぞ。

○海野委員 手話言語条例について、手話とは直接関係ないですが、災害時のことですが、今ほとんど若い子などはスマホを持って歩いています。スマホのアプリで、私、全然調べていないのですが、そういうアプリがあればと思いますし、そのアプリを開発していただくという手もあるのかなど。手話とは別ですが。

○中島委員長 その点については県では答えにくいですか。スマホのアプリのようなものというのは。

2014年に上田市で災害時住民支え合いマップの推進フォーラムをやったときに、ある自治会が、自分の地域の住宅地図に要支援者などを落とし込んで、それを特定の人だけがパソコン上で見られるようにする試みを、実施したかどうかはわかりませんが、する予定だという報告がありました。今のご意見についてはいろいろ検討することがありそうです。今後、県は研究をするということによろしいですか。

○清水健康福祉政策課長 いろいろなアイデアとかツールがあると思いますので、検討させていただきたいと思います。

○佐藤こども・家庭課長 すみません、先ほど子どもの数のお話があつて、すぐに答えられず申し訳ありませんでした。ひとり親家庭の調査のところでは、母子家庭が8,697世帯回答いただいておりますうち、子どもさんが1人だけという世帯が4,682世帯になりますので、半分以上がお1人、お2人が3,053世帯ですので、その二つの形態で7割以上占めているような状況にあるということでございます。

○中島委員長 意見がないようであれば、本日予定した議題は以上です。ではこれで事務局に進行をお返ししますので、よろしくをお願いします。

○事務局 ありがとうございます。中島委員長はじめ委員の皆様には、長時間にわたりたいへん熱心にご審議いただき、ありがとうございました。

これもちまして、平成27年度第1回長野県社会福祉審議会を終了します。

なお、次回の審議会の開催については、改めて調整させていただきますのでよろしくお願いいたします。本日は、誠にありがとうございました。

4 閉 会